制定されました。阿蘇市暴力団排除条例が

制定されたものであります。 生活の確保と経済社会の健全な発験を推進し、市民が安全で平穏な関する基本理念を定め、暴力団排とに伴い、本市が暴力団の排除にのが本年4月1日に施行されたこ本条例は、熊本県暴力団排除条

阿蘇市暴力団排除条例

(目的)

当核各号に定めるところによる。 号に掲げる用語の意義は、それぞれ第2条 この条例において、次の各

第2号に規定する暴力団をいう。 第2号に規定する暴力団をいう。 3年法律第77号。以下この条及び行為の防止等に関する法律(平成1)暴力団 暴力団員による不当な

- 3) 市民等 市民及び事業者をいう。 定する暴力団員をいう。 2) 暴力団員 法第2条第6号に規
- (基本理念) 市民及び事業者をいう

市民生活及び経済社会に悪影響を 市民生活及び経済社会に悪影響を 及ぼす反社会的団体であることを 及ぼす反社会的団体であることを 安委員会(以下「公安委員会」という。) から熊本県暴力追放運動推進セン から熊本県暴力追放運動推進セン から熊本県暴力追放であることを おいて「暴力追放でより熊本県公 等が相互に連携し、及び協働して 行わなければならない。

(市の責務)

(市民の責務) 第4条 市は、前条に規定する暴力 間の排除に関する基本理念」という。 にのっとり、暴力団の排除に関する 施策を総合的に推進するものとする。

努めるものとする。非除に関する施策に協力するよう市民は、市が実施する暴力団の

3 市民は、暴力団員の不当な行為 ま 市民は、暴力団の活動の実態

(推進体制の整備)

するものとする。 暴力団の排除のための体制を整備 シターその他関係者と連携して、第6条 市は、市民等、暴力追放セ

(市民等及び市民等が組織する団体(市民等及び市民等が組織する団体が暴力団の排除に関第7条 市は、市民等及び市民等が組織する活動に自主的に、かつ、相互に連携し、及び協働して取り組むことができるよう、これらのものは、市民等及び市民等が組織する団体

第8条 市は、市民等が暴力団の排第8条 市は、市民等が暴力団の排除に関するを開催するなど広報及び啓発を行を開催するなど広報及び啓発を行る場所である。

(広報及び啓発)

その他必要な支援を行うものとする

第11条 第 10 (少年に対する教育等のための措置) 学校(中学部及び高等部に限る。) 及高等学校、中等教育学校、特別支援 わらず、 利するおそれがあると認めるとき 市が設置した公の施設が暴力団をり指定された法人その他の団体は、 が暴力団の悪影響を認識し、暴力団 限る。)において、その生徒又は学生 び高等専門学校並びに同法第124 校教育法第1条に規定する中学校、 ついて定める他の条例の規定に関 第244条の2第3項の規定によ に加入せず、かつ、暴力団員の不当 条に規定する専修学校(高等課程に の承認を取り消すことができる。 使用の承認をせず、又は当該使用 は地方自治法(昭和22年法律第67号) 当核公の施設の使用の承認に 市は、その措置する学校(学 当該条例の規定に基づく

な行為による被害を受けないように な行為による被害を受けないよう必要な措置を講ずるものとする。 要な措置を講ずるものとする。 の
の職員の派遣、情報の提供その他
る職員の派遣、情報の提供その他
る職員の派遣、情報の提供その他
る職員の派遣、情報の提供その他
る職員の派遣、情報の提供その他
る職員の派遣、情報の提供その他
る職員の派遣、情報の提供を可能
る職員の派遣、情報の提供を可能
な行為による被害を受けないように

事項は、市長が別に定める。か、この条例の施行に関し必要な第12条 この条例に定めるもののほ

(委任)

| ら施行する。 | この条例は、平成2年4月1日か